

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令案に
関する意見募集結果について

令和 7 年 5 月 1 日
国 土 交 通 省
海 事 局 安 全 政 策 課

国土交通省では、令和7年3月24日から令和7年4月7日までの期間、船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令の一部改正案に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、2件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので公表致します。

今回の意見募集にあたり、ご協力いただきました方々へ厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○意見募集の結果（2件）

| ご意見の概要 | 国土交通省の考え方 |
|--|--|
| 反対します。 | 今般の改正は、船舶安全法第4条の規定により無線電信等を船舶に施設しなければならない船舶の範囲を拡大することを目的としており、船舶の航行安全の確保のため必要であると考えています。 |
| 今回の改正は、旅客航路事業に従事する船舶の法定無線設備から携帯電話を除外することを目的としている。 しかし、規制導入にあたり、VHF無線機が携帯電話より通信手段として優れているかの検証は行われていない。そのため、全航路で一律に携帯電話を除外する規制は合理的ではなく、携帯電話の電波が届く範囲内では、引き続き法定無線設備として携帯電話を使用 | 今般の改正は、船舶安全法第4条の規定により無線電信等を船舶に施設しなければならない船舶の範囲を拡大することを目的としており、法定無線設備から携帯電話を除外することを目的としたものではありません。法定無線設備からの携帯電話の除外（船舶安全法第4条の規定に基づき、船舶に備えなければならないとしている無線電信等として、一般通信用無線電信等が規定されているところ、その一般通信用無線電信等からの陸上移動局の無線電話（携帯電話）の除外）は、船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1080号）により、既に実施しているものですが、その考え方（船舶の航行する水域によって安全設備の要件が異なることを含む。）については、以下のとおりです。 船舶の安全基準は、航行する区域の気象・海象条件、陸岸からの距離及び陸や他船からの救助の期待度等を踏 |

| | |
|------------------------|---|
| <p>することに問題はないと考える。</p> | <p>まえて設定されていますが、無線設備についても同様に、これらの要素を考慮して設置する無線設備の種類や個数を設定しています。</p> <p>携帯電話については、平成9年以降、平水区域を航行区域とする船舶及び二時間限定沿海区域を航行区域とする船舶について、一般通信用無線電信等として認めていましたが、二時間限定沿海区域については、運輸安全委員会の事故調査報告書において、エリアマップ内であっても電波を受信できない海域があったことが指摘され、そのような携帯電話を唯一の法定無線設備として認めるのは問題と考えられること、また、知床遊覧船事故対策検討委員会のとりまとめにおいて、「今後速やかに具体化を図るべき事項」として、「法定無線設備からの携帯電話の除外」がとりまとめられたことから、令和4年11月以降は、平水区域を航行区域とする船舶を除き認めないこととしました。</p> <p>平水区域を航行する船舶については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流した場合でも平水区域（サービスエリア）から逸脱する可能性が低いこと、 ・一時的に不通となった場合でも、多少の移動で通信可能となる可能性が高いこと、 ・携帯電話以外でも、信号紅炎（発煙筒）で近くの船舶や陸上に連絡できる可能性が高いこと、 ・周辺に船舶が多く、陸岸から近いため、他船や陸上からの迅速な救助の期待度が大きいことから、 <p>航行区域がサービスエリア内であることを条件に、引き続き携帯電話を認める（適用除外とする）こととしました。なお、今回の適用範囲の拡大においても同様に、平水区域については、航行区域がサービスエリア内であることを条件に携帯電話を認めています。</p> <p>VHF無線設備については、海上人命安全条約（SOLAS条約）により国際航海に従事する船舶に搭載が求められている無線設備であることから、我が国においても船舶安全法において内航船の法定無線設備の一つとして搭載を認めているものであり、今回の改正の主な背景として、知床遊覧船事故検討委員会のとりまとめにおいても特段の指摘を受けていないことから、今回取扱いを変更するものではありません。</p> |
|------------------------|---|

その他、今回の改正に関係のないご意見を2件頂戴しました。

<問合せ先>

国土交通省海事局安全政策課

電話：03-5253-8111（内線43-565）